## オーナー様 ・ 管理会社ご担当者様へ

「退去・解約手続きについてのお願い」

大変お世話になっております。

この度、賃契約を解除することとなり、解約申し入れをいれさせていただきました。

今回の解約手続きについて、退去立会いが終わった後に「原状回復状回復費用見積書」の 提出をお願いいたします。

見積書をご確認させていただいた後に、精算の手続きをご依頼させていただきたく思います。

※退去(立会い)日から2週間以内に原状回復見積書の送付をお願いします。

また、原状回復費用見積書が、平成23年8月に再改定となりました、 国土交通省住宅局のガイドラインに準じた内容にてお願いしております。

経年劣化、自然消耗及び責任区分が不明確なものにつきましては、貸主様のご負担。 入居者の故意過失についての修繕は、入居者期間を考慮した借主負担にて原状回復の交渉 をさせていただきます。

敷引き契約などで特に敷金・保証金より差し引きが無い場合や敷金0円の場合、お支払いなども発生せず精算となる場合はお手数ですが精算書の発送をお願いいたします。

	牛	月	H	
借主				
住所				
名前				EΓ